

# 千葉県報

定例  
令和3年12月28日

第13697号

令和3年12月28日(火曜日)

千葉県報

## 主要目次

- 千葉県税条例施行規則の一部を改正する規則
- 公有水面埋立承認
- 訓令
- 千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令
- 公告
- 都市計画用途地域の関係図書の縦覧
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧
- 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧(四件)
- 都市計画公園の関係図書の縦覧
- 都市計画緑地の関係図書の縦覧
- 特定調達公告
- 人札公告(二件)

## 規則

千葉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年十二月二十八日

### 千葉県規則第九十七号

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 千葉県税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県税条例施行規則(平成十九年千葉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方税関係帳簿の保存方法」を「県税関係帳簿の保存方法等」に改める。

第六条第三項第二号中「前項各号に掲げる」を「前二項に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 指定納付受託者に納付(地方自治法施行規則第十二条の二の四第二項第一号及び第二号イに掲げる事項の通知に基づく納付に限る。)を委託する方法  
第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、納税者は、県税に係る徴収金を指定納付受託者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。)に納付(地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)第十二条の二の四第二項第一号及び第二号イに掲げる事項の通知に基づく納付を除く。)を委託する方法によつて払い込むことができる。

第十六条に次の一号を加える。  
五 敷地分割組合

第十七条第五号に次のように加える。

千 前条第五号に掲げる法人にあつては、敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地の見取図

第四章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例を「第八十二条中「の承認を受けている」を「の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする」に、「第二十五条」を「第二十五条第一項及び第二項」に改め、「承認を受けている県税関係帳簿に係る」を削る。

第八十三条第一項中「の承認を受けている」を「の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする」に改め、「承認を受けている県税関係帳簿に係る」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 条例第一百二十二条第二項に規定する規則で定める場合は、条例第一百十一条の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えている同条の特別徴収義務者の当該県税関係帳簿の全部又は一部について、その保存期間(条例及びこの規則の規定により県税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)の全期間(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

第八十三条第三項中「の承認を受けている」を「の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該県税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする」に、「当該承認を受けている」を「当該」に改める。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 削除  
別記第四百四十六号様式から第四百五十七号様式までを次のように改める。

### 附則

三三三

(施行期日)

1 この規則は、令和四年一月四日から施行する。ただし、目次、第四章及び別記第四百十六号様式から第五百十七号様式までの改正規定は同月一日から、第十六条及び第十七条の改正規定は同年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の千葉県条例施行規則第六条第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地方自治法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第六条の規定による改正前の地方自治法」とする。

告 示

千葉県告示第七百十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり承認した。

令和三年十二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 埋立承認年月日

令和三年十二月二十一日

二 埋立承認を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名称 国土交通省関東地方整備局

所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

代表者の氏名 関東地方整備局長 若林伸幸

代表者の住所 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置 千葉市中央区中央港二丁目八〇番地先の公有水面

(二) 区域 次の①の地点から⑤の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑤の地点と

を結ぶ昭和四十七年七月十五日付け千葉県指令第二百七十九号の十八でしゅん工認可された埋立地と公有水面との境界線(A・P・十二・〇〇メートル

により決定)により囲まれた区域

①の地点 国土地理院四等三角点「千葉港」(北緯三五度三六分二六秒六一

〇六、東経一四〇度〇六分二三秒七六五七)から一七五度五六分四

七秒一、六九七・五二メートルの地点

②の地点 ①の地点から二一四度一五分五二秒七・三九メートルの地点

③の地点 ②の地点から二三九度五〇分二七秒二二・三六メートルの地点

④の地点 ③の地点から三〇四度二六分〇六秒二五三・二四メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三四度二六分〇五秒二七・五五メートルの地点

2 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置 千葉市中央区中央港二丁目六七番、六八番一及び八〇番地内並びに中央港

二丁目六七番及び八〇番地先の公有水面

(二) 区域 次の⑦の地点から⑩の地点までを順次結んだ線及び⑦の地点と⑩の地点と

を結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 国土地理院四等三角点「千葉港」(北緯三五度三六分二六秒六一

〇六、東経一四〇度〇六分二三秒七六五七)から一七四度二〇分〇

八秒一、六七六・三四メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一二四度二六分〇六秒一〇〇・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二一四度二六分〇六秒一三八・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二九一度五一分一五秒二三八・七三メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三〇四度二六分〇六秒二八〇・〇〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三四度二六分〇六秒一九〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積 九一、四一一・八六平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

訓 令

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県訓令第十八号

本 庁

出先機関

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県行政文書規程(昭和六十一年千葉県訓令第十三号)の一部を次のように改正す

る。第十九条第一項中「この節」の下に「、第二十四条第一項」を加える。

第二十四条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、起案の内容又は起案の内容に係る文書が秘密を要するもので

あるとき、起案の内容に係る文書が総合文書管理システムの記録媒体に記録するこ

とができないものであるときその他の総務部長が別に定めるときは、当該起案の内容又

は起案の内容に係る文書については、当該起案の内容を出力した用紙又は当該起案